

千葉市公告第20号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年1月18日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 千葉市北清掃工場焼却灰運搬処理業務委託（単価契約）
- (2) 委託案件の仕様等 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所 千葉市花見川区三角町727番地1 千葉市北清掃工場

2 競争参加資格

- (1) 本案件については、次の要件を満たすものであること。
 - ア 令和2・3年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - イ 自社にて溶融、セメント原料化、焼成のいずれかによる資源化処理及び収集運搬を実施できること。但し、自社にて収集運搬が不可能な場合には、事前に収集運搬について協力会社を届け出すこと。
 - ウ 下記の許可を有していること。但し、収集運搬について協力会社を届け出した場合には、その協力会社が、(イ)、(ウ) の許可を有していること。
 - (ア) 「焼却灰」が処理できる一般廃棄物処理施設設置の許可
 - (イ) 一般廃棄物または産業廃棄物もしくは、特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可（資源化処理施設が存する自治体が指定する場合には当該自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可）
 - (ウ) 一般貨物自動車運送事業の許可
 - エ 平成28年度から令和2年度の間に、資源化処理業務における官公庁との契約履行実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

3 契約事務担当課

〒262-0011 千葉市花見川区三角町 727 番地 1 千葉市北清掃工場

Tel : 043-258-1094 Email : kita.ENR@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布場所等

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 委託業務協力会社届出書（入札参加用）（自社で収集運搬が実施不可の場合提出）

ウ 資源化処理

・「焼却灰」が処理できる一般廃棄物処理施設設置許可証の写し

・溶融、セメント原料化、焼成のいずれかによる焼却灰資源化処理の実施方法（フロー図可）

・平成28年度から令和2年度までに官公庁との契約を履行した委託業務実績（契約書の写し）※共同企業体における構成員としての資源化処理実績も可能

エ 収集運搬

・一般廃棄物又は産業廃棄物もしくは特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し（資源化処理施設が存する自治体の指定がある場合は、当該自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可証）

・一般貨物自動車運送事業の許可証

・車検証

・車両写真（車両ナンバー及び天蓋付であることがわかる写真であること）

※車検証と車両写真は対となるように提出すること。

(3) 提出場所等

公告の日の翌日から令和4年1月31日（月）までに前記3の契約事務担当課に提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後4時00分までとし、郵送による場合は、令和4年1月28日（金）の午後4時00分までに書留郵便にて必着とする。

5 入札説明書の交付

前記4（1）同様箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年2月10日（木）午後1時30分

場所 千葉市北清掃工場 2階会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

郵送による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、前記3の契約事務担当課宛とし、令和4年2月9日（水）の午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。

（3）入札書に記載する金額

入札は、10kg当たりの単価によって行う。なお、内訳は運搬費及び処理費、運搬及び処理に要する一切の諸費用を含め見積もること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）入札時の提出書類

入札の際、代理人が入札・開札に立ち会う場合は入札書のほか、市指定の委任状を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

（5）入札保証金 有（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

（6）落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

（7）無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

（1）契約保証金 有（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

（2）契約書作成の要否 要

（3）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（4）契約条項等については、「3 契約事務担当課」で閲覧できる。

（5）本契約に係る令和4年度予算が、議会の議決を得られない場合は、契約手続きを中止する。

（6）詳細は、入札説明書による。